

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

日南市は、これまで文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の決定及び文化財の指定、登録、宮崎県及び日南市の文化財保護条例に基づく文化財指定などにより歴史的建造物の保存・活用に取り組んできた。今後、日南市の歴史的風致を形成する要素である歴史的建造物のうち、重点区域の歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定条件

日南市における歴史的風致形成建造物の指定においては、重点区域内の国指定等文化財を構成している建造物を除き、以下のいずれかに該当することを条件とする。

- ① 意匠性、技術性が優れており、歴史性、地方性、希少性などの観点から価値が高く、保全が必要なもの。
- ② 外観が景観形成上の特徴を表しているもので重要であり、地域の人々が特に親しみや愛着を持ち、誇りとなっているもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

- ① 宮崎県文化財保護条例（昭和 31 年 3 月 30 日条例第 15 号）第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ② 日南市文化財保護条例（平成 21 年 3 月 30 日条例第 128 号）第 6 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ③ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ④ 景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 2 項第 5 号口の景観重要公共施設
- ⑤ その他日南の歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法等のほか、他法令等により指定等されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その歴史的風致維持向上のために積極的な公開又は活用を図ることが望まれる。公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとするが、民有の施設については、所有者の生活を阻害することのないよう十分な協議を行う。

(2) 個別の事項

① 県及び市文化財の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

県及び市指定文化財については、宮崎県文化財保護条例及び日南市文化財保護条例に基づき、現状変更等の行為制限が行われている。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

登録有形文化財については、文化財保護法に基づき届出及び勧告等による行為規制及び指導・助言を行う。

③ 景観重要建造物の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

景観法に基づく景観重要建造物は、景観法及び日南市美しいまちづくり景観基本条例に基づき、本市の歴史的風致の維持及び向上に資するよう努める。これらの管理の指針については、現在策定中の飫肥地区景観計画（仮称）に従うものとする。

④ その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針

本市の歴史や伝統、文化を表し、歴史的風致を形成する要素となる建造物のうち、他法令等による保護が講じられていないものについては、その価値を顕在化させ、その保存に努める。





(3) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為は、以下の場合とする。









- ①宮崎県文化財保護条例第4条第1項に基づく宮崎県指定有形文化財について同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ②日南市文化財保護条例第6条第1項に基づく日南市指定文化財について同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

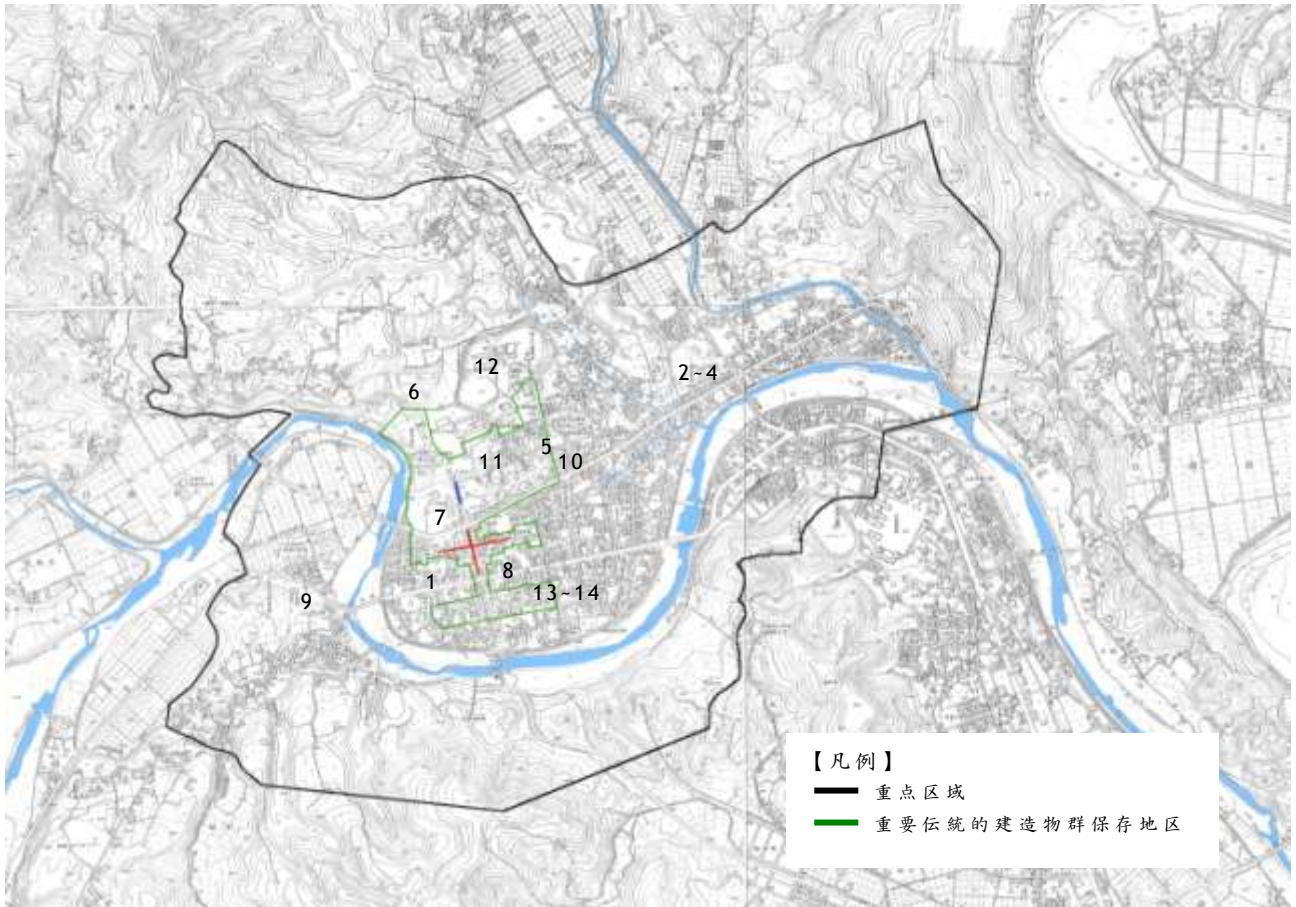
(4) 歴史的風致形成建造物の候補

○歴史的風致形成建造物指定候補一覧

No.	名称	写真	所在地	位置図	文化財指定の状況
1	商家資料館		飫肥八目1番19号		市指定（建造物）
2	願成就寺		今町一丁目5番35号		市指定（建造物）

3	願成就寺山門		今町一丁目 5番35号		市指定（建造物）
4	願成就寺石垣及び石段		今町一丁目 5番35号		市指定（建造物）
5	旧伊東伝左衛門家		飢肥四丁目 4番1号		市指定（建造物）
6	飢肥城（大手門他）		飢肥十丁目		市指定（史跡）
7	豫章館庭園		飢肥九丁目 1番1号		市指定（名勝）
8	高橋家住宅 （主屋・離れ・台所・東倉・西蔵・納屋）		飢肥五丁目 2番12号		登録有形文化財（建造物）
9	五百禊神社 （本殿・神楽殿・拝殿・石垣・石橋・石塀）		大字楠原字 寺之脇1番地1他		登録有形文化財（建造物）
10	守永家主屋 及び洋館（旧飯田医院）		飢肥二丁目 5-18		未指定

11	小村寿太郎 生家		飢肥四丁目 5-16		未指定
12	田ノ上八幡 神社		飢肥十丁目 3-12		未指定
13	勝目家住宅		飢肥六丁目 7番10号		未指定
14	勝目氏庭園		飢肥六丁目 7番10号		県指定（名勝）



図：候補物件全体位置図